

成年後見制度の利用促進に関する調査

結果報告書

令和8年7月

総務省行政評価局

前 書 き

認知症、知的・精神障害などで判断能力が不十分な者は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、介護サービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があるがあっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合がある。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪質商法の被害に遭うおそれもある。このような判断能力の不十分な者を保護し、支援するための制度が成年後見制度である。今後、少子高齢化の進展により、身寄りのない高齢者の増加が見込まれるなど、成年後見制度の利用ニーズは、より一層高まっていくものと考えられる。

このような中、国は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）に基づき、5 年を一期とする「成年後見制度利用促進基本計画」を策定して制度の利用促進を図っており、その利用者数は、令和 7 年 12 月末日時点で約 26 万人に上っているものの、厚生労働省の調査結果によると、制度の利用者数には市区町村ごとに大きなばらつきがみられる。

本調査は、成年後見制度の利用ニーズが高まっていく中で、当該制度を必要とする者が確実に利用できるよう、制度の利用促進に係る市区町村の取組状況等を調査し、市区町村による地域の実情を踏まえた計画的な取組の推進に資することを目的として実施したものである。

目 次

第1	調査の目的等	1
第2	調査結果	2
1	制度の概要等	2
(1)	成年後見制度の概要	2
(2)	成年後見制度の利用促進	6
2	調査の視点	7
3	市区町村等における制度の利用ニーズ及び利用実態の把握状況	10
(1)	本項目の概要	10
(2)	利用ニーズの把握	10
(3)	利用実態の把握	15
(4)	利用ニーズに係る情報の活用	18
(5)	利用実態に係る情報の活用	19
(6)	相談件数等の集計・分析	21
(7)	他市区町村の利用者数	22
4	中核機関等における制度の利用促進に係る取組状況	24
(1)	本項目の概要	24
(2)	中核機関及び地域連携ネットワークの整備	24
(3)	利用が想定される者を中核機関へ適切につなぐための取組状況	29
(4)	中核機関における個人情報の取扱状況	43
5	家庭裁判所と市区町村等の連携状況	45
(1)	本項目の概要	45
(2)	市区町村及び中核機関と家庭裁判所の連携状況	45
(3)	市区町村と家庭裁判所の意見交換	47
(4)	制度の広報、相談対応	58
(5)	後見人候補者の選定	63
(6)	市民後見人の養成	67
(7)	後見人の支援	70